

第 12 回塩谷広域行政組合ごみ処理検討委員会会議録

1. 日 時

平成 18 年 7 月 20 日 (木) 13 時 30 分 ~ 16 時 15 分

2. 場 所

塩谷広域行政事務組合 1 階大会議室

3. 出席者

職 名	氏 名
委員長	(学識経験者) 西谷弘子
副委員長	(さくら市) 菊池崇雄
委員	(矢板市) 小松高行 (欠席) 長谷川健
	(さくら市) 関 忠司 天野順子 蛭田幸子
	(塩谷町) 松尾享子 立岡芳司 (欠席)
	(高根沢町) 飯泉八重子 君島 毅
	(地元住民代表) 高塩克敏 岡田 明
	(学識経験者) 小久保行雄
	(アドバイザー) 今泉繁良 中村祐司
職員	(矢板市) 高瀬主査
	(さくら市) 長島主査
	(塩谷町) 中山主査
	(高根沢町) 金澤課長補佐
事務局	(塩谷広域行政組合) 磯室長 小堀主幹 片野係長 印南係長 阿久津課長 舘脇副主幹
	(環境工学) 松本良二 山本方晶

4. 議事次第

- 1) 開 会
- 2) あいさつ
- 3) 第 11 回ごみ処理検討委員会検討結果報告
- 4) 議 題
 - 追加処理対象ごみ項目と量の確認
 - その他
- 6) 閉 会

5．配布資料

- ・資料 1 流木、刈草、剪定枝葉等焼却処理要望ごみについて
- ・資料 2 廃棄物処理施設の地域還元施設や付加価値向上施設の事例
- ・資料 3 環境施設の耐用年数に関する資料
- ・資料 4 ごみ発生量と将来予測

6．受領資料

- ・なし

7．第 11 回ごみ処理委員会検討内容

1) あいさつ

- ・事務局長欠席のため、省略。

2) 委員会資料の確認

- ・特になし。

3) 第 11 回ごみ処理検討委員会報告

- ・処理追加ごみについて、刑務所設置、本田技研工業(株)研究所誘致に伴い、人口増が考えられる。一般廃棄物処理基本計画では、刑務所設置時に 1,000 人の増加を見込んでいた。基本計画策定後、新たに 2,064 人の増加が明らかになった。人口増によるごみ量増加分は分別と減量化対策を反映したものとする必要がある等の意見があった。
- ・可燃ごみの処理方法について、剪定枝等は季節変動に合わせたごみ処理が必要ではないか。ごみ焼却施設の処理能力はごみ処理量よりもカロリーが重要となる等の意見があった。

4) 報告事項について

- ・特になし。

5) 施設規模について

【委員長】

- ・追加処理対象ごみ項目と量の確認について検討する。
資料 1 についてコンサルより説明を行う。
- ・2 市 2 町に平成 17 年度の処理追加ごみについて聞き取り調査を行った結果、草木系廃棄物 5.92 t /日、その他（養護施設のオムツ、火事残材等）0.91 t /日、合計 6.83 t /日であった。
- ・草木系廃棄物の潜在発生量を 2 市 2 町の聞き取り調査と「千葉県モデル・バイオマスタウン設計業務調査報告書(H16.3)」を基に想定した。刈草 4.49t/日、剪定枝・伐採木 32.46 t /日、流木 0.72t/日、木製パレット 3.18 t /日、合計 40.85t/日となった。

- ・草木系廃棄物の処理現状は塩谷広域圏の場合、塩谷広域環境衛生センター(80t/日、基準ごみ低位発熱量 1,700kcal/kg)は、稼働後 16 年以上が経過しており、施設の老朽化やごみ質の高カロリー化(過去 5 年平均 1,894 kcal/kg)により、処理能力が落ちており、現在のごみ処理量 75t/日〔=26,286t/年÷349 日(稼働日数)〕は、処理能力のほぼ限界に達していると考えられる。

そのため、本組合では草木系廃棄物について 2 市 2 町及び事業所等から処理要望があるものの、搬入を断っている状況である。他自治体事例では“使用済み木製パレット”については、焼却処理能力に余力のある自治体では受入れて処理を行っている。これと同様に、その他の草木系廃棄物も余力があれば処理を行っていると考えられる。

- ・草木系廃棄物のリサイクルについて、事例を説明。刈草は堆肥化、家畜飼料、敷料、園芸植物等のプランター利用、法面等の雑草抑制、公園や緑地のマルチン材、法面の厚層基盤材、造成工事現場内での舗装材に利用されている。
- ・草木系廃棄物のリサイクル率として千葉県的事例を説明。マテリアルリサイクルで 23.5%、サーマルリサイクルを含むと 71.8%である。
- ・草木系廃棄物のリサイクルの阻害要因として、事業所や家庭から排出される草木系廃棄物は、個々の発生量が少量で、発生時期や組成にバラツキがあり、供給が不安定であること。異物の混入や分別区分が明確でないこと。堆肥等需要先の安定確保や、ストック費用がかさむこと。回収コスト、輸送コストがかさむこと。投資効果の面から、自治体には高度な処理施設や処理技術がないこと。が挙げられる。
- ・処理の考え方として、草木系廃棄物のリサイクル意義をバイオマス・ニッポン総合戦略(2002.12)では、バイオマスを有効にリサイクルすることで、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、戦略的産業の育成、農山漁村の活性化の 4 項目を目標としている。処理検討課題である草木系廃棄物は、上記定義のバイオマスとは異なるものの、有機性資源であることには変わりなく、そのリサイクルの意義は、地球温暖化の防止や、循環型社会の形成にあると言える。

このことから塩谷広域圏の草木系廃棄物の処理の考え方は塩谷広域圏において草木系廃棄物の処理要望があるということは、塩谷広域圏のリサイクルシステムがまだ構築途上にあると言える。将来的に、草木系廃棄物のリサイクルシステムが構築されたとしても、前述したリサイクル阻害要因が全て解消されることは困難であるため、リサイクル量は一部に留まる。また、千葉県の事例からも刈草や剪定枝葉のマテリアルリサイクルの現状は、23.5%程度で、マテリアルリサイクル率の将来的な伸びは現段階では特定できず、マテリアルリサイクルできないものは焼却処理が必要となる。現行処理要望量(5.92t/日)は、潜在発生量(40.85t/日)の 14% (約 1 / 7) 程度となっている。草木系廃棄物の潜在発生量を全て焼却処理量として見込むことは、マテリアルリサイクル推進の観点からも得策ではない。以上より、塩谷広域圏では草木系廃棄物について、将来的にマテリアルリサイクルが進んだとしても、現行の処理要望量程度は様々な阻害要因からマテリアルリサイクルできないで焼却処理となることが想定できる。そのため現行の処理要望量程度を

規模に見込み、サーマルリサイクルすることで、廃棄物の適正処理・リサイクルに繋がると考えられる。

流木、刈草、剪定枝葉等焼却処理要望ごみについて

【委員長】

・流木、刈草、剪定枝葉等焼却処理要望ごみについての説明を受けたが1～4ページにおいて質問を受けます。

【委員】

・剪定枝などは季節変動があると思う。

【委員】

・潜在発生量は現在の処理量と比べ何割程度となっているのか。

【事務局（コンサル）】

・5割程度である。

【委員長】

・5ページ以降において質問を受けます。

【委員（アドバイザー）】

・潜在量として14000t/年あるが、焼却要望ごみ量は2000t/年程度見込んでおけばよいのか。残りの刈草、剪定枝はどうするのか。

【事務局（コンサル）】

・2市2町の要望ごみ量を見込む程度でよいと考える。

【委員】

・現在、野焼きに対する意識が変わってきている。野焼きが減って、剪定枝がステーションに出される量が増えてきている。農家は燃やしているようである。町の担当職員に率直なところを教えてほしい。

【職員（矢板市）】

・剪定枝葉の野焼きで苦情が多くなっている。そのため、ステーションに出される量が増えている。シルバーに処理をお願いしているが、その量は毎年増えている。今後も増加していくと考える。

【委員（アドバイザー）】

・潜在量として14000t/年、焼却要望ごみ量は2000t/年程度、残りの刈草、剪定枝12000t/年はどうするのか。

【委員】

・どのように活用するのか。

【委員】

・広域委員会の中から土壌改良材とし利用したらどうか。委員をやっている以上それは知らないというのは無責任なので何か提言するのは無理があるのでしょうか。

【委員】

・どう処理するかは敷地内処理が一番だと思う。できるだけ土に返し、枝は焼却処理する。

【委員】

- ・事業者によっては有効である。季節的なものがある。市町へ提言する基本的な考え方をまとめていかないといけないのではないかと。

【委員】

- ・国民は剪定枝を枝と葉に分けないといけないと思う。土に返すには分けることを基本におかないといけない。

【委員】

- ・木製パレットは発生させる事業者が責任を持って処理してもらってはどうか。

【委員】

- ・事業系一般廃棄物であっても処理できるものを選定して、割り切って行かなくてはならないと思う。
- ・剪定枝の処理について環境課でデータがあれば教えてほしい。

【職員（高根沢町）】

- ・処理量は5 t /年であり、全体のごくわずかの量である。また、住民の意識付けとごみ焼却量を少しでも減らすということで実施している。

【職員（さくら市）】

- ・矢板市と近い状況にある。若干増えた程度であり、横ばい状態である。

【職員（塩谷町）】

- ・野外焼却せずにその場で放置し、腐らせてくださいとしている。そのため山積みになっていることもある。

【委員】

- ・刈草、剪定枝等はどこからの要望がありますか。

【職員（矢板市）】

- ・草、剪定枝は公共施設、シルバー、学校。
- ・伐採木はチップ化できないもの。
- ・流木は寺山ダム、塩田ダム。
- ・パレットは(株)シャープ。

【職員（さくら市）】

- ・草、剪定枝は一般家庭、シルバー、事業者。
- ・伐採木はあまりない。
- ・流木はダム等ない。
- ・パレットは処理に関して相談はない。
- ・紙、オムツは広域センターに入っている。

【職員（塩谷町）】

- ・草、剪定枝はシルバー
- ・流木は東荒川ダム、西荒川ダム、風見発電所。鹿沼市に処理依頼している。費用は事業主が負担している。

【職員（高根沢町）】

- ・草、剪定枝は公園、道路、植木業。
- ・流木はなし。

- ・パレットはキリンビール。
- ・その他は今回見込んでいない。

【委員】

- ・刈草は道路、河川
- ・剪定枝は公園
- ・流木は電力会社
- ・パレットは大企業
- ・公的なものと大企業に分けられる。
- ・従って、リサイクルまたは焼却に分かれていくように考えられる。

【委員（アドバイザー）】

- ・1ページの表と3ページの表について、表3に対応したものとする必要がある。

【職員（矢板市）】

- ・街路樹は野積みにされている。

【職員（さくら市）】

- ・街路樹は野積みにされている。

【職員（塩谷町）】

- ・公園、街路樹はシルバーが置いたままである。

【職員（高根沢町）】

- ・シルバーによって集められ剪定枝をチップ化している。

15:07～15:20 まで休憩

【委員（アドバイザー）】

- ・ごみ発生量と将来予測について説明。
- ・平成16年度の焼却対象ごみについて、ごみ質分析結果を基にごみ細分化。
- ・細分化した生ごみ、紙類、プラスチックに対して、協力率で算出した量を除き、増加人口を考慮して、平成32年度の焼却ごみ量を8ケース算定した。

【委員】

- ・ごみは季節変動があるので、大きくする必要はないか。
- ・プラスチックの50%の協力率は可能かどうか。難しいのではないか。
- ・プラスチックは汚れていると再利用できないのではないか。

【委員】

- ・プラスチックのリサイクルはマテリアルリサイクルだけでなくサーマルリサイクルもあるので汚れていても大丈夫である。

【委員（アドバイザー）】

- ・施設規模において100t、80～90t、50tといった範囲で余熱利用はどういうことができるのかということから方向性を決めて行かないといけない。

【委員（アドバイザー）】

- ・焼却施設はまず小さい方を選んでいくべきではないか。

【委員】

- ・具体的なものを検討していく必要がある。

【委員長】

- ・プラスチックごみは受入れ条件がある。

【委員】

- ・住民の意識を変えるのは時間がかかる。

【事務局】

- ・この委員会では、施設規模を限定するのは難しいと思いますので幅を持ったものとして、提言をしていただくというのでいかがでしょうか。
- ・次回には木製パレットを受入れない場合などの規模について規模を出します。

【委員】

- ・100t/日、80t/日以下のサーマルリサイクルとコージェネの現状事例を調査してほしい。
- ・80t/日程度で実際に行っているところがあると聞いている。

【委員長】

- ・次回の委員会を8月29日火曜日 13:30 からとします。

以 上